

■積立郵便貯金

商 品 名	積立郵便貯金 ※積立郵便貯金は全て据置期間が経過し、通常郵便貯金となっています。
ご 利 用 いただける方	個人及び法人その他団体 ※平成19年10月以降は、新規のお申込みを受け付けておりません。
据 置 期 間	最初の預入の日から起算して1年、1年3月、1年6月、1年9月、2年、2年3月、2年6月、2年9月又は3年 ※据置期間経過後は、通常郵便貯金となります。
預 入 金 額	1,000円以上、100円単位（1回の預入金額は毎月同額とします。）
払 戻 方 法	郵便局の貯金窓口又は株式会社ゆうちょ銀行本支店若しくは出張所の窓口で払戻しできます。 ※正当権利者であることを確認できる証明資料の提示を求める場合があります。
利 率	預入時の日本郵政公社が定めた利率を約定利率として、据置期間中適用します。 ※据置期間経過後は通常郵便貯金の利率を適用します。
利 子 計 算	●月割計算 ●付利単位10円 ●1年複利 ※据置期間経過後は通常郵便貯金となり、毎年3月末を区切って、4月1日に利子を元金に加えます。
利 子 課 税	●個人のお客さまは20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） ※平成24年12月31日までに満期を迎えた貯金は20%の源泉分離課税 ●法人のお客さまは総合課税（非課税法人の場合は非課税）
そ の 他	この貯金の払戻し及びその利子の支払については、国（政府）が保証します。 ※この貯金には、積立郵便貯金規定その他関係規定が適用されます。 ※詳しくは、郵便局の貯金窓口又は株式会社ゆうちょ銀行本支店若しくは出張所の窓口におたずねください。

平成29年9月30日現在